

## 東京都制と「大阪都」構想

大阪市廃止・特別区設置の是非を問う、二度目の住民投票から2年余りが経過する。昨日のレポートで紹介したように、「副首都ビジョン」の議論の中で、特別顧問からも「大阪都」構想を再現させたいような意見が出されている。忘れかけていたが、戦前の「大阪都」構想について、朝日新聞が2020年に5回連載している。5回目の2月28日の記事を抜粋して紹介する。

自治の拡大か、統制の強化か―。戦前の大阪都構想を追うと、大阪市のうたう当初の理念が、曲折を経て政府の統制策に絡め取られていった軌跡が浮かぶ。

「二重行政の解消」を旗印にした現在の大阪都構想だが、その前例となる東京都制の誕生に際し、大阪市は市史すら「ご都合主義」と呼ぶ路線変更をした。実現した都制は、数多い制度案のうちで最も統制色の強いものだった。戦後にできた特別区は「逆コース」のなか、約半世紀にわたって基礎自治体と位置づけられなかった経緯がある。

「大阪の父」と呼ばれた関一・大阪市長は、都市圏の自治拡大を唱えて「大阪都制」を目指した。だが、「東京都にまづ都制を定めしかるのち大阪その他におよぼしたい」（山本達雄内相、1933年2月1日付大阪朝日新聞夕刊）という政府の方針で、棚上げにあった。東京都制は、1943年6月1日に公布された。太平洋戦争で戦局が暗転を始め、アッツ島で旧軍守備隊が初の「玉砕」を遂げた3日後。東条英機内閣で実現した都制は、33年の政府案よりさらに統制色が強い内容だった。

発足した東京都が最初に編成した予算は、空襲時の退避壕作りをはじめとした防空対策だった。「東京百年史」（72年）は、戦時下の制度は「特別市制運動の先駆的な役割を荷った東京都制から、自治の基本理念を消失することによって達成された」と指摘する。

そして敗戦。47年5月3日、日本国憲法とともに、地方自治法が施行された。東京都の区を「特別区」と位置づけ、区長と区議会に公選制を導入する内容。同年8月に現行23区となった特別区を、市と同格の「基礎自治体」と政府は認めた。だが、冷戦が陰しさを増し、戦後の民主化改革は揺り戻しを始める。「逆コース」のなか、52年9月、地方自治法が改正された。区長公選は廃止、区議会が都知事の同意を得て選任する制度となる。23区内は都が基礎自治体と再定義され、特別区は「都の内部的な団体」に格下げされた。敗戦で得られた特別区の住民自治は、都の「統制」強化という形で後退させられた。翌年9月以降、違憲訴訟が計7件に及んだ。区長公選制の廃止は、地方公共団体の長を住民の直接選挙で選ぶと定めた憲法93条に違反するという訴えだった。だが、訴訟はすべて門前払いで、区長公選が復活したのは美濃部亮吉の「革新都政」下の74年6月。さらに特別区が基礎自治体に帰り咲くのに、2000年4月の地方自治法改正まで約半世紀もかかった。大阪市が実現できなかった都制の下で、特別区の住民自治はむしろ多難な運命を強いられた。

(2023年1月17日)